

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ⤴ エネ革税制

**Q** : 太陽光発電設備を取得するとエネ革税制の適用が受けられるとか。どのような内容なのですか？

**A** : 即時償却又は税額控除の適用が受けられます。

### 【解説】

お問合せの制度は、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)といわれるもので、青色申告書を提出する個人又は法人が、エネルギー需給構造改革推進設備を取得等し、これを1年以内に事業の用に供した場合に取得価額の一定割合の特別償却や税額控除を認めるもので、今年度の税制改正においては、21年4月1日から23年3月31日までの取得について、事業供用年度で即時償却することができることとされたものです。

エネルギー需給構造改革推進設備等とは、次の8つをいい、太陽光発電設備もその中に含まれています。

- ① エネルギー有効利用製造設備等
- ② エネルギー有効利用付加設備等
- ③ 電気、ガス需要平準化設備
- ④ 新エネルギー利用設備等
- ⑤ その他の石油代替エネルギー利用設備
- ⑥ 電気供給安定化設備
- ⑦ エネルギー使用合理化設備
- ⑧ エネルギー使用制御設備

太陽光発電設備の対象になる資産は、一定の新エネルギー利用等に資する機械その他の減価償却資産とされていますので、機械装置だけでなく建物付属設備も対象になります。

